

平成30年度土地家屋調査士試験受験案内書

法 務 省

この試験は、土地家屋調査士法第6条の規定に基づいて行われるものです。詳細は、土地家屋調査士法、同法施行令及び同法施行規則を参照してください。

なお、この案内書の記載内容について不明な点がございましたら、§8の表に掲げてある法務局又は地方法務局の総務課にお問い合わせください。

§1 受 験 資 格

1. この試験は、年齢、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができます。
2. 測量士、測量士補、一級建築士若しくは二級建築士となる資格を有する者又は午前の部の試験について筆記試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定した者（筆記試験に合格した者を除く。以下「認定者」といいます。）は、その申請により午前の部の試験が免除されます。

§2 受験申請手続及び受付期間等

1. 受験申請書等用紙の請求先

- (1) §8の表に掲げてある法務局又は地方法務局の総務課で交付を受けることができます。
- (2) 郵送により請求する場合には、封筒の表に「土地家屋調査士請求」と朱書きした上、返送用として郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（120円）を貼った角形2号（A4判）の郵便封筒を同封してください。

2. 提出書類等

- (1) 土地家屋調査士試験受験申請書（1）、同（2）、写真票及び筆記試験受験票

（注）1. 氏名及び生年月日は、戸籍に記載されているとおり正確に記入してください（受験申請書（2）裏面の「記入に当たっての注意事項」参照）。

2. 下の（4）又は（5）の書面等を提出する場合は、筆記試験受験票（はがき）に郵便切手を貼る必要はありません。なお、地方法務局へ提出する場合は、筆記試験受験票（はがき）に郵便番号、住所及び氏名を記載して、郵便切手（62円）を貼ってください（§2.4.参照）。

3. 平成29年度の土地家屋調査士試験の筆記試験合格者であって今回の筆記試験の免除を受けようとする受験者（以下「筆記試験免除申請者」といいます。）は、筆記試験受験票への記入は不要です。

4. 受験申請書等の記載事項等に不備がある場合、受理せずに返却することもありますので、十分注意して記入してください。

- (2) 受験手数料8,300円（収入印紙で納付）

（注）1. 収入印紙は、受験申請書（2）の所定の欄に貼り付けてください。

2. 受験手数料は、受験しなかった場合でも返還しません。

- (3) 写 真

脱帽して正面から上半身を写した背景のない写真（申請前3か月以内に撮影したもの。大きさ縦5cm、横5cm）を写真票の所定の欄に完全に貼り付けてください。

なお、受験時に眼鏡を使用する受験者は、必ず眼鏡を着用した写真を貼り付けてください。

おって、写真が不鮮明である場合には差替えをお願いすることがあります。

- (4) 午前の部の試験の免除を受けようとする受験者についてその資格を証する書面等

午前の部の試験の免除を受けようとする受験者は、その資格を証する書面の原本とその写し1通を受験申請書に添付してください。

なお、郵送で提出する場合は郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（書留料金を含む。）を貼った原本返送用の封筒を一緒に提出してください。

（注）資格を証する書面とは、以下のものが該当します。

ア 測量士又は測量士補にあつては、登録済通知書、登録証書、試験合格証書、資格が認定される学校の卒業証明書及び成績通知書等

イ 一級建築士又は二級建築士にあつては、免許書、試験合格通知書等

ウ 認定者にあつては、認定通知書

エ 筆記試験に合格した者がその後に行われる午前の部の試験の免除を受けようとする場合にあっては、筆記試験合格通知書

- (5) 筆記試験免除申請者についてその資格を証する書面等

筆記試験免除申請者は、平成29年度の筆記試験合格通知書原本とその写し1通を受験申請書に添付してください。なお、郵送により提出する場合は、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（書留料金を含む。）を貼った原本返送用の封筒を一緒に提出してください。

3. 受験申請受付期間

平成30年7月30日（月曜日）から8月10日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

なお、郵送による申請は、平成30年8月10日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

（注）筆記試験免除申請者も、同期間内に申請してください。

4. 受験申請書類の提出先等

(1) 持参して申請する場合

筆記試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）に対応した法務局又は地方法務局の総務課（§8の表参照）に提出してください。

（例）東京の試験場で筆記試験を受験したい場合は、東京法務局の総務課又は横浜地方法務局から新潟地方法務局までのいずれかの地方法務局の総務課に提出してください。

なお、地方法務局へ提出する場合は、筆記試験受験票（はがき）に郵便番号、住所及び氏名を記載して、郵便切手（62円）を貼ってください（§2, 2. 参照）。

(2) 郵送により申請する場合

封筒の表に「土地家屋調査士受験」と朱書きした上で、筆記試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）を管轄する法務局又は那覇地方法務局の総務課（§8の表中、郵送欄に○印の付された法務局）宛てに、必ず書留郵便で送付してください（那覇地方法務局以外の地方法務局に郵送で申請することはできません。）。

（例）東京の試験場で筆記試験を受験したい場合は、東京法務局の総務課に提出してください。

なお、§2, 2. (4) の書面等がある場合は、書面の原本返送用の封筒を必ず添付し、(4) の書面等がない場合は、筆記試験受験票（はがき）に郵便番号、住所及び氏名を記載して、郵便切手（62円）を貼ってください（§2, 2. 参照）。

(3) 筆記試験免除申請者

口述試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）を管轄する法務局の総務課（§8の表中、郵送欄に○印の付された法務局。ただし、那覇地方法務局を除く。）に提出してください。

（例）東京の試験場で口述試験を受験したい場合は、東京法務局の総務課に提出してください。

なお、郵送により提出する場合は、§2, 2. (5) の書面の原本返送用の封筒を必ず添付してください。

5. 提出に当たっての注意事項

(1) 受験申請書の受付後は、受験地の変更は認めません。

(2) 受け付けた受験申請書は、返還しません。

(3) 筆記試験受験票が到着しない場合には、念のため受験しようとする試験場の所在地（受験地）を管轄する法務局又は那覇地方法務局（§8の表中、郵送欄に○印の付された法務局）の総務課に問い合わせてください。

(4) 受験申請書の受付後に住所等に変更があった場合には、直ちに受験申請書を提出した法務局又は地方法務局の総務課にその旨を申し出てください。

(5) 身体の機能に著しい障害のある方については、障害の状況により必要な範囲で措置を講ずることがありますので、受験の申請に先立ち、筆記試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）を管轄する法務局又は那覇地方法務局の総務課まで御相談ください。

§ 3 筆記試験の期日及び時間割等

1. 期 日 平成30年10月21日（日曜日）

2. 試験の内容

不動産の表示に関する登記につき必要と認められる事項であって、次に掲げるもの

(1) 民法に関する知識

(2) 登記の申請手続（登記申請書の作成に関するものを含む。）及び審査請求の手続に関する知識

(3) 土地及び家屋の調査及び測量に関する知識及び技能であって、次に掲げる事項

ア 平面測量（トランシット及び平板を用いる図根測量を含む。）

イ 作図（縮図及び伸図並びにこれに伴う地図の表現の変更に関する作業を含む。）

(4) その他土地家屋調査士法第3条第1項第1号から第6号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

3. 試験の時間割等

	試験場集合時刻	試験の時間	試験の内容
午前の部	午前9時00分 ^(注)	午前9時30分から午前11時30分まで	上記2.(3)
午後の部	午後0時30分 ^(注)	午後1時00分から午後3時30分まで	上記2.(1),(2)及び(4)

(注) 試験当日は、試験場において、試験に関する種々の注意、指示等がありますので、必ず、午前の部・午後の部ともに、試験開始時刻の30分前までに、試験場の所定の場所に着席してください。

試験開始時刻に遅れた場合には、遅刻時間の長短及び理由のいかんにかかわらず、受験することができません。

公共交通機関においては、運休区間や、臨時運行区間が生じる可能性があります。あらかじめ交通情報を確認し、試験当日は、十分に時間に余裕をもって試験場に到着してください。

4. 試験の方法、配点及び合格判定の方法

- (1) 午前の部の試験及び午後の部の試験とも、多肢択一式及び記述式（午後の部については、上記2.(2)に係るもの）により実施します。
- (2) 午前の部の試験は、多肢択一式問題が10問で60点満点、記述式問題が1問で40点満点、午後の部の試験は、多肢択一式問題が20問で50点満点、記述式問題が2問で50点満点です。
- (3) 午前の部の試験及び午後の部の試験とも、多肢択一式問題又は記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とします。
- (4) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記載しなかった場合は、採点されません（試験時間終了後、これらを記載することは、認められません。）。
- (5) 記述式用答案用紙の解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載がある場合、その者の記述式用答案用紙については、採点されません。

5. 試験場

- (1) 法務局又は那覇地方法務局（§8の表中、郵送欄に○印の付された法務局）ごとに、それぞれの局が指定した場所（筆記試験受験票に記載されます。）で行います。
- (2) 指定された試験場以外の試験場では受験することができません。

6. 携行品

- (1) 筆記試験受験票
- (2) 筆記具等（黒インクのペン、万年筆又はボールペン（ただし、インクが消せるものは不可。）、インク（黒色）、三角定規（三角定規以外の定規の使用は不可。）、製図用コンパス、三角スケール、分度器、鉛筆（B又はHB）、プラスチック消しゴム、電卓（予備を含めて、2台までとする。なお、後記9(5)の注意事項を確認のこと。）又はそろばん）

7. 筆記試験の結果の発表等

- (1) 法務局又は地方法務局での掲示
平成31年1月9日（水曜日）の午後4時に、受験地に対応した法務局又は地方法務局（§8の表参照）において、その受験地で受験して合格した者及び認定者の受験番号を掲示します。
- (2) 法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）への掲載
平成30年11月21日（水曜日）の午後4時に、試験問題、多肢択一式問題の正解及び基準点等を掲載します。
平成31年1月9日（水曜日）の午後4時に、筆記試験合格者及び認定者の受験番号を掲載します。
- (3) 筆記試験合格者への通知
管区法務局（§8の表中、郵送欄に○印の付された法務局。ただし、那覇地方法務局を除く。）から、直接、筆記試験合格者に対しては筆記試験合格通知書を、認定者に対しては認定通知書を発送して行います。このうち、合格通知書は、口述試験受験票となります。
なお、(1)又は(2)により筆記試験の合格又は認定を確認したにもかかわらず、合格通知書又は認定通知書が平成31年1月15日（火曜日）までに到着しない場合には、管区法務局の総務課まで問い合わせてください。
- (4) 筆記試験合格者については、更に口述試験を実施し、合否を決定します。口述試験の日程等については、§4を参照してください。
- (5) 認定者については、その申請によりその後に行われる午前の部の筆記試験が免除されます。

8. お知らせ

- (1) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。
なお、試験問題の内容についての照会には、一切応じません。
- (2) 筆記試験について、記述式問題の出題の趣旨を後日公表します。
なお、公表した内容についての照会には、一切応じません。
- (3) 筆記試験について、希望者に対して成績通知を実施します。
なお、成績通知の再実施及び希望の有無の変更には、一切応じません。
おって、試験の採点結果に関する照会には、一切応じません。

9. 筆記試験当日の注意事項

- (1) 試験場における注意事項を厳守し、その他の事項については、試験監督員の指示に従ってください。
- (2) 筆記具以外の器具、六法全書その他の図書の使用は認められません。
ただし、問題検討のため、問題用紙に限り、シャープペンシル、ラインマーカー又は色鉛筆の使用を認めます。
- (3) 多肢択一式用答案用紙への記載は、鉛筆（B又はHB）に限ります。それ以外の筆記具を使用した場合又は解答の記載に不備があった場合には、採点されません。
- (4) 記述式用答案用紙への記載は、万年筆又はボールペン（いずれも黒色のインクに限る。ただし、インクが消せるものは不可。）に限ります。それ以外の筆記具（鉛筆又はシャープペンシル等）を使用した場合には、採点されません。
- (5) 電卓は、午前の部の試験及び午後の部の試験とも、使用することができます。ただし、下記の電卓は使用することができません。

① プログラム機能があるもの

次に示すようなキーのあるものは、プログラム機能等を有しているので、使用することができません。

〈プログラム関連キー〉

RUN	EXE	PRO	PROG
COMP	ENTER		
P1	P2	P3	P4
PF1	PF2	PF3	PF4

② プリント機能があるもの

③ アルファベットやカナ文字が入力できるもの

④ 電池式以外のもの

※ 使用することができない電卓を使用した場合には、受験の中止を命ずることがあります。

- (6) 試験場内では、携帯電話等の通信機器を含め、全ての電子機器類（(5)に掲げる電卓及び(8)に掲げる時計又はストップウォッチを除く。）及び音響機器の使用はできません。
電子機器類及び音響機器は、あらかじめ電源を切り、必ず、かばんにしまってください（衣類等のポケットには絶対に入れないでください。）。
試験中に携帯電話等の通信機器の電源が入っていることが確認された場合には、その者の答案は無効なものとして扱われます。
携帯電話等の通信機器は、電源が切れていてもアラーム等が作動する場合がありますので、アラーム等の設定をしている場合には、必ず解除してから電源を切ってください。試験中にアラーム等が作動した場合、その者の答案は無効なものとして扱われます。
なお、試験開始前に携帯電話等の通信機器の電源切断確認作業を実施しますので、円滑な作業の実施に御協力をお願いします。
- (7) 試験場内では、耳栓を使用することはできません。
- (8) 試験時間中は、受験票、時計又はストップウォッチ（時計機能のものに限り、アラーム等音の出る機能の使用は不可）、前記6(2)の筆記具等（前記(2)ただし書きのシャープペンシル、ラインマーカー又は色鉛筆を含む。）及びキャップ付きペットボトル飲料（※後記(9)の注意事項をお読みください。）以外のもの（付箋、筆記具入れ等）は机上又は机の中には置かずに必ずかばんの中にしまってください。
ただし、事前に特別措置の申出をし、許可を受けたものは除きます。

- (9) 持ち込める飲料は、キャップ付きのペットボトル飲料（カバーは禁止）に限って認められ（机の上に置けるものは、1本のみ）、その他のアルミ缶等は認められません。
なお、水滴等によって問題や答案用紙の汚損等が生じたとしても、交換には応じられませんので、十分注意してください。
- (10) 試験時間中の体調不良、やむを得ずトイレに行く必要がある場合等には黙って手を挙げ、試験監督員の指示に従ってください。無断で席を立ったり、携帯電話等の不要物を携行することは禁止します。
- (11) 受験者が試験時間終了前に答案用紙を提出して受験を終了すること（途中退席）は、認められません。
- (12) 試験会場によっては、節電対策として、冷暖房の使用が制限される、照明の明るさが制限されるなどの措置が執られる可能性があります。また、試験室によっては、冷暖房の風が直接当たる場合があります。
- (13) 試験時間中に日常的な生活騒音等（試験監督員の巡回による足音・監督業務上必要な打合せなど、机・椅子がきしむ音、航空機・自動車・風雨・空調の音など、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音など、照明の点滅など）が発生した場合でも救済措置は行いません。

§ 4 口述試験の日程等

1. 日 時

平成31年1月24日（木曜日）（なお、時間は、口述試験受験票に記載されます。）

2. 試験範囲

§3, 2.(2) 及び(4)に掲げる事項について行います。

3. 試験場

管区法務局（§8の表中、郵送欄に○印の付された法務局。ただし、那覇地方法務局を除く。）ごとに、それぞれの局が指定した場所（口述試験受験票に記載されます。）で行います。指定された試験場以外の試験場では受験することができません。

4. 携行品

口述試験受験票及び筆記具（黒インクの万年筆又はボールペン）

なお、筆記試験免除申請者の口述試験受験票は、筆記試験の結果発表後、管区法務局から本人に対して発送しますが、口述試験受験票が平成31年1月15日（火曜日）までに到着しない場合には、当該法務局の総務課まで問い合わせてください。

§ 5 法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、平成30年4月1日（日曜日）現在において施行されているものとします。

§ 6 最終合格者の発表

1. 法務局又は地方法務局での掲示

平成31年2月15日（金曜日）の午後4時に、受験地に対応した法務局又は地方法務局（§8の表参照）において、その受験地で受験して最終合格した者の受験番号及び氏名を掲示します。

なお、筆記試験免除申請者の最終合格者の発表は、口述試験の受験地に対応する法務局又は地方法務局になります。

2. 法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）への掲載

平成31年2月15日（金曜日）の午後4時に、最終合格者の受験番号を掲載します。

3. 官報への公告

平成31年3月8日（金曜日）に、最終合格者の受験番号及び氏名を掲載します。

4. 合格証書の交付

土地家屋調査士試験合格証書を交付します。

5. 今回の筆記試験に合格した者は、その申請によって次回（平成31年度）の土地家屋調査士試験の筆記試験及びその後に行われる午前の部の筆記試験が免除されます。

6. 試験問題の内容及び試験の採点結果に関する照会には、一切応じません。

§ 7 個人情報への取扱い

受験申請及び試験により取得した個人情報は、土地家屋調査士試験業務及び統計目的以外に利用することは、ありません。

§ 8 法務局及び地方法務局の所在地等

	受験地	提出方法		局名	所在地	郵便番号	電話番号
		持参	郵送				
東京管内	東京法務局の 管轄区域内	○	○	東京法務局	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	102-8225	(03)5213-1323
		○		横浜地方法務局	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	231-8411	(045)641-7461
		○		さいたま	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	338-8513	(048)851-1000
		○		千葉	千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	260-8518	(043)302-1311
		○		水戸	水戸市三の丸1-1-42(駿優教育会館)	310-0011	(029)227-9911
		○		宇都宮	宇都宮市小幡2-1-11	320-8515	(028)623-0911
		○		前橋	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	371-8535	(027)221-4466
		○		静岡	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	420-8650	(054)254-3555
		○		甲府	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	400-8520	(055)252-7151
		○		長野	長野市大字長野旭町1108	380-0846	(026)235-6611
		○		新潟	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	951-8504	(025)222-1561
大阪管内	大阪法務局の 管轄区域内	○	○	大阪法務局	大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	540-8544	(06)6942-1486
		○		京都地方法務局	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	602-8577	(075)231-0131
		○		神戸	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	650-0042	(078)392-0461
		○		奈良	奈良市高畑町552	630-8301	(0742)23-5534
		○		大津	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	520-8516	(077)522-4671
		○		和歌山	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	640-8552	(073)422-5131
名古屋管内	名古屋法務局の 管轄区域内	○	○	名古屋法務局	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	460-8513	(052)952-8175
		○		津地方法務局	津市丸之内26-8 津合同庁舎	514-8503	(059)228-4191
		○		岐阜	岐阜市金竜町5-13	500-8729	(058)245-3182
		○		福井	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	910-8504	(0776)22-5174
		○		金沢	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	921-8505	(076)292-7813
		○		富山	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	930-0856	(076)441-0550
広島管内	広島法務局の 管轄区域内	○	○	広島法務局	広島市中区上八丁堀6-30	730-8536	(082)228-5697
		○		山口地方法務局	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	753-8577	(083)922-2295
		○		岡山	岡山市北区南方1-3-58	700-8616	(086)224-5656
		○		鳥取	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	680-0011	(0857)22-2191
		○		松江	松江市東朝日町192-3	690-0001	(0852)32-4200
福岡管内	福岡法務局の 管轄区域内	○	○	福岡法務局	福岡市中央区舞鶴3-5-25	810-8513	(092)721-9398
		○		佐賀地方法務局	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	840-0041	(0952)26-2149
		○		長崎	長崎市万才町8-16	850-8507	(095)826-8127
		○		大分	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎	870-8513	(097)532-3161
		○		熊本	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	862-0971	(096)364-2146
		○		鹿児島	鹿児島市鴨池新町1-2	890-8518	(099)259-0667
		○		宮崎	宮崎市別府町1番1号 宮崎法務総合庁舎	880-8513	(0985)22-5124
		○		那覇	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	900-8544	(098)854-7951
	○	○	那覇	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	900-8544	(098)854-7951	
仙台管内	仙台法務局の 管轄区域内	○	○	仙台法務局	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	980-8601	(022)225-5718
		○		福島地方法務局	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	960-8021	(024)534-1941
		○		山形	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	990-0041	(023)625-1343
		○		盛岡	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	020-0045	(019)624-1141
		○		秋田	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	010-0951	(018)862-6531
		○		青森	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎	030-8511	(017)776-6231
札幌管内	札幌法務局の 管轄区域内 (最寄りの法務 局等におたず ねください。)	○	○	札幌法務局	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	060-0808	(011)709-2311
		○		函館地方法務局	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	040-8533	(0138)23-9516
		○		旭川	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎	078-8502	(0166)38-1144
		○		釧路	釧路市幸町10-3	085-8522	(0154)31-5010
高松管内	高松法務局の 管轄区域内	○	○	高松法務局	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	760-8508	(087)821-6191
		○		徳島地方法務局	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	770-8512	(088)622-4171
		○		高知	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	780-8509	(088)822-3331
		○		松山	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎	790-8505	(089)932-0888